

入札公告（入札説明書）

展示会小間の設営業務委託について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方独立行政法人京都市産業技術研究所契約規程第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成29年11月8日

地方独立行政法人京都市産業技術研究所 理事長 西本 清一

1 入札に付する事項

(1) 案件名称

部素材産業を核としたCNF実用化支援事業
「ナノセルロースシンポジウム2018展示会」

(2) 履行場所

仕様書のとおり

(3) 履行期限

仕様書のとおり

(4) 契約条件

仕様書のとおり

(5) 入札方法

入札は、入札者（代理人を含む。）による入札書の直接提出により行うものとし、郵送等による入札は認めないものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 京都市の競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。

(2) 前項に規定する者以外の者で、競争入札参加資格審査申請書、申立書、誓約書を提出し、資格を得た者であること。

(3) 公告の日から入札の日において、競争入札参加資格停止を受け、その期間中でないこと。

3 入札参加手続き

(1) 競争入札参加申請書等の提出

以下の書類を提出すること。

ア 競争入札参加申請書（別紙様式）

イ 委任状＜必要な場合のみ＞（別紙様式）

(2) 提出方法

郵送（簡易書留）又は持参

(3) 提出期限

平成29年11月24日（金）午後5時まで（必着）

※直接持参する場合の受付時間は土、日及び祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日という。以下同じ。）を除く、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1

時までを除く。)とする。

(4) 提出先

京都市下京区中堂寺栗田町91番地
地方独立行政法人京都市産業技術研究所 経営企画室契約担当
(電話075-326-6100)

(5) 入札書の交付

入札に参加する者に必要な資格の審査の結果、申請者に入札参加資格があるものと認められるときは、入札書を交付する。

(6) 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加する者に必要な資格の審査結果については、口頭により通知するものとする。なお、入札参加資格を有しないと認めた旨の通知を受けた者で、その理由について書面による説明を求める場合は、通知の日から平成29年11月28日(火)午後5時まで(必着)(土、日及び祝日を除く。)に、その旨を記載した書面を3(4)の場所まで提出すること。説明を求めた者に対しては、平成29年11月30日(木)午後5時までに書面にて回答する。

4 入札及び開札の日時、場所等

(1) 日時

平成29年12月6日(水)午後1時30分

(2) 場 所

京都市下京区中堂寺栗田町91番地
地方独立行政法人京都市産業技術研究所

(3) 持参する書類

ア 入札書

イ 入札書は必ず封入及び割印を押印した状態で提出すること。

ウ 入札終了後、直ちに開札を行い、最低価格を入札したものを落札予定者とする。

5 入札予定価格

(1) 金1,250,000円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

(2) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(3) 契約金額は、入札金額に100分の108を乗じた金額とする。

6 入札保証金

免除

7 次の事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札書の提出又は到達が所定の日時に遅れたとき。

(3) 入札保証金が所定の額に達しないとき(再度入札を行う場合を除く。)

- (4) 入札者が2以上の入札書を提出し、又は到達させたとき。
- (5) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (6) 入札書の金額の記載に訂正があるとき。
- (7) 入札書の主要事項の記載が明確でないとき、又は記載の漏れがあるとき。
- (8) 入札者が協定して入札をしたときその他入札に際し不正の行為があったとき。
- (9) その他入札に関する条件に違反したとき。

8 落札の決定

- (1) 入札予定価格の制限の範囲内での最低価格入札者を落札予定者とする。
- (2) 他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合にあっては、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会するものとする。

9 契約日

平成29年12月7日（木）

10 予算不成立の場合の無効

本件調達に係る予算が成立しなかったときは、この公告は無効とする。この場合において、本件調達のために作った準備行為等に係る費用が既に発生していても、契約者は、その費用を地方独立行政法人京都市産業技術研究所に請求することはできない。

11 その他

- (1) この契約の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とし、通貨は日本国の通貨とする。
- (2) その他、この公告に規定のない事項については、京都市の規則・要綱等に定めるところによる。